

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例別表第一第七号の規則で定める事務の項中「私立」を「公立大学法人立（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人による設置をいう。以下同じ。）又は私立」に改め、同表条例別表第一第八号の規則で定める事務の項第一号中「奈良県内の」の下に「公立大学法人立又は」を加え、同表条例別表第一第九号の規則で定める事務の項を削り、同表条例別表第一第十号の規則で定める事務の項中「別表第一第十号」を「別表第一第九号」に改め、同項第二号中「保護者及び」を「学校教育法第十六条に規定する保護者（法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。以下この号において同じ。）及び」に改め、同表条例別表第一第十一号の規則で定める事務の項中「別表第一第十号」を「別表第一第十号」に改め、同表条例別表第一第十二号の規則で定める事務の項中「別表第一第十二号」を「別表第一第十一号」に改め、同表条例別表第一第十三号の規則で定める事務の項中「別表第一第十三号」を「別表第一第十三号」に改め、同表条例別表第一第十四号の規則で定める事務の項中「別表第一第十四号」を「別表第一第十四号」に改め、同表条例別表第一第十五号の規則で定める事務の項中「別表第一第十五号」を「別表第一第十四号」に改め、同表条例別表第一第十六号の規則で定める事務の項中「別表第一第十六号」を「別表第一第十五号」に改め、同表条例別表第一第十七号の規則で定める事務の項中「別表第一第十七号」を「別表第一第十七号」に改め、同表条例別表第一第十八号の規則で定める事務の項中「別表第一第十八号」を「別表第一第十七号」に改め、同表条例別表第一第十九号

の規則で定める事務の項中「別表第一第十九号」を「別表第一第十八号」に改め、同表
条例別表第一第二十号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十号」を「別表第一第
十九号」に改め、同表条例別表第一第二十一号の規則で定める事務の項中「別表第一第
二十一号」を「別表第一第二十号」に改め、同表条例別表第一第二十二号の規則で定め
る事務の項中「別表第一第二十二号」を「別表第一第二十一号」に改め、同表条例別表
第一第二十三号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十三号」を「別表第一第二十
二号」に改める。

別表第二条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務の項中「公立」の下
に「（公立大学法人立を除く。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。